

## ■あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛け（お元気コール）を行います。また、急病などの緊急時は、受信センターが救急車を要請するなど状況に応じた支援を行い、高齢者の安心した在宅生活をサポートします。

**対象者** ①～③のいずれか

- ① 「65歳以上でひとり暮らし」または「世帯全員が65歳以上」で、ご本人が次のいずれかの身体要件に該当
  - ア 要介護認定または要支援認定を受けている方
  - イ 慢性疾患により日常生活上注意を要する方
  - ウ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者
- ② 60歳以上65歳未満のひとり暮らしで、①アに該当する方（①アに準ずる審査判定を受けている方を含む。）
- ③ 85歳以上でひとり暮らし（身体要件なし）



**利用料** 月額900円（市町村民税非課税世帯は300円、生活保護受給者は無料）

**照会先** 各区役所（保健福祉課） ⇒ 24 ページ ①

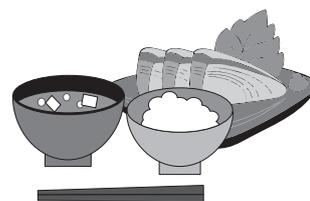
## ■配食サービス

配食を必要とする方の事情をうかがい、実情にあったプランを立てて、月～土曜日の週6日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）の範囲で、夕食をお届けします。また、お届けするときに声かけをして、安否を確認します。

**対象者** 原則65歳以上のひとり暮らしの方で、障がいや病気などで体が弱く、日常的に食事の調理が困難な方

**利用料** 1食あたり500円

**照会先** 各区役所（保健福祉課） ⇒ 24 ページ ①



## ■民生委員の巡回相談

ひとり暮らしの高齢者等の家庭を、札幌市から依頼を受けた民生委員が見守り・安否確認のために訪問することにより、地域から孤立することなく、安心して生活を営むことができるよう支援します。また、70歳以上の方には事故や「郵便物が溜まっている」などの連絡があった場合に活用するため、民生委員がご自宅を訪問して世帯状況や緊急時の連絡先をお尋ねしますので、ご協力お願いいたします。

**照会先** 各区役所（保健福祉課） ⇒ 24 ページ ①



## 生活支援サービス

### ■おむつサービス

家庭で常時おむつを使用している要介護4～5の高齢者や要介護3で中度以上の認知症高齢者の方に紙おむつの宅配を行います。

**費用** 費用の1割(月1回 上限額6,500円/月) 生活保護受給者は無料

**照会先** 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

### ■理美容サービス

理容室・美容室へ行くことができない在宅でねたきりの高齢者のご家庭に理容師・美容師が訪問して整髪等を行います(お一人あたり1年に4回まで)。

**費用** 1回/2,000円 生活保護受給者は無料

**照会先** 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

### ■生活支援型ショートステイ

要支援・要介護認定を受けていない虚弱な65歳以上の方が、家族などの介護を一時的に受けられないときなどに、養護老人ホームに短期間宿泊することができます。

**費用** 滞在費と食事代の実費負担(生活保護受給者は食事代のみ)

**施設** 養護老人ホーム長生園、慈啓会ふれあいの郷養護老人ホーム

**照会先** 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①



### ■さわやか収集(札幌市要介護者等ごみ排出支援事業)

ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢の方や障がいのある方などへの支援として、燃やせるごみなどの「生活ごみ」は玄関先等から収集し、「大型ごみ」は家の中から運び出して収集します。また、ご希望の方には、ごみの収集時に声掛けによる安否確認も行います。支援は無料ですが、事前のお申し込みが必要です。

**対象** ごみの排出が困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等の支援が受けられず、次の1～3のいずれかの要件に該当する方。

なお、お2人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

- 1 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。
- 2 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお1人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
- 3 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

※年に一度程度、定期的に要件を再確認しますので、介護保険証等の写しのご提出が必要です。

**照会先** ●生活ごみの収集:お住まいの区を所管する清掃事務所 ⇒ 24 ページ ④

●大型ごみの収集:大型ごみ収集センター ⇒ 24 ページ ④

## ■福祉除雪

道路に面している一戸建ての住宅に住み、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住しておらず、自力で除雪することが困難と認められる世帯で、70歳以上の方や重度の身体障がい者の方だけで構成されている世帯等に対して、地域の協力員が道路に面した出入り口部分と玄関先までの通路部分の除雪を行います。

※協力員募集 一世帯につき、一冬あたり活動費21,000円

**費用** 一冬あたり10,000円、非課税世帯5,000円、生活保護世帯は無料

**照会先** ●各区社会福祉協議会 ⇒ 25 ページ ⑦

●各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

## ■福祉有償運送

公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者などに、NPO法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車による運送サービスを行います。利用する場合は実施団体へ会員登録する必要があります。団体によって対応できる運送対象や地域、料金などが異なっています。

**照会先** ●制度に関すること:障がい保健福祉部障がい福祉課 TEL:211-2936

●利用に関すること:各実施団体

## ■地域支え合い有償ボランティア事業

高齢者等が日常生活にお困りの場合、住み慣れた地域で暮らせるよう、有償ボランティア(協力会員)が家事・外出などの援助を行います。

※協力会員として登録するための説明会を定期的を開催しています。

**種類** 家事援助、外出援助(お出かけ同行)

**費用** 年会費(2,400円)のほか、サービス内容に応じた料金(基準30分600円、外出援助は650円他)、交通費実費をご負担いただきます。

**照会先** 札幌市社会福祉協議会(ほっ・とプラザ) ⇒ 25 ページ ⑦

## ■福祉のまち推進事業

市民の自主的な福祉活動を行う組織として、概ね連合町内会ごとに「地区福祉のまち推進センター」を設置し、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民による日常的な福祉の支え合い活動を進めています。

### 内容

- 軽易な日常生活支援活動(見守り・訪問活動、話し相手、相談援助、ごみ出し等の簡単な生活援助、除雪など)
  - 交流会活動(サロン活動、食事会、ふれあい交流会など)
  - 研修活動(見守りサポーター養成研修、福祉マップ作成研修、ボランティア研修、介護にかかわる講座など)
- ※活動にご協力いただける方を募集しています。

**照会先** 各区社会福祉協議会 ⇒ 25 ページ ⑦

## 介護保険の在宅サービス

### ■訪問による介護サービス

- 訪問介護 ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活支援
- 訪問入浴介護 移動入浴車などでの訪問による入浴の介助
- 訪問リハビリテーション 理学療法士などの訪問によるリハビリテーション
- 訪問看護 看護師などの訪問による病状の観察、床ずれの手当て
- 居宅療養管理指導 医師、薬剤師などの訪問による医学的な管理や指導



### ■通所・短期入所

- 通所介護(デイサービス) 通いによる入浴や日常動作訓練など
- 通所リハビリテーション 通いによるリハビリテーションなど
- ショートステイ 短期間入所しながらの介護や機能訓練など

### ■地域密着型サービス

- 地域密着型通所介護(デイサービス) 通いによる入浴や日常動作訓練など  
※定員18人以下のデイサービス
- 夜間対応型訪問介護 夜間の定期巡回や随時訪問、通報に応じたサービス
- 認知症対応型通所介護 認知症の状態の方の通いによる入浴や日常動作の訓練
- 小規模多機能型居宅介護 通いを中心に訪問や泊まりのサービス
- 看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ホームヘルパーと看護師の訪問サービス

### ■その他の在宅サービス

- 居宅介護支援 介護支援専門員が希望を聞きながらケアプランを作成
- 福祉用具貸与 車いす、住宅改修をともしない手すりなど福祉用具の貸与
- 福祉用具購入 ポータブルトイレなど福祉用具を購入した費用の一部を給付



介護保険制度(保険料、サービス費用、サービス利用の手続きなど)について、詳しくはパンフレット「なるほど実になる介護保険」をご覧ください。

#### ●介護保険についてのお問い合わせ先

各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①、③  
または介護保険課